

## 中央卸売市場 管理運営方法見直しの検討について

## 1 検討に至る背景

- (1) 当市場の青果部は令和6年度で築47年を迎えるが、地盤沈下により施設の痛みが各所で進行しているほか、仲卸棟が耐震基準を満たしていないこともあり、今後は再整備＝施設更新が必要な状況になっている。

しかし、当市場は地方公営企業であるため、独立採算を基礎として経済性や効率性を重視して運営していかなければならず、歳出は歳入から賄うという原則があるため、再整備をすると市場内業者からの使用料も相応に増額することになる。

このため、できるだけ再整備費用や運営費を低減する方法が求められるが、加えて卸売市場における取扱量の減少傾向は今後も続くこととみられることから、今まで以上に活性化対策にも取り組む必要がある。

- (2) 市では、少子・高齢化の進行やインフラの老朽化への対応等で行政需要の増大が想定されることから、事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げること、また常に組織及び運営の合理化に努めることが求められているとして、新たな指針である「第8次八戸市行財政改革大綱」を策定しているところである。

以上から、当市場としても今まで以上に経済性、効率性を高めながら市場の活性化にも取り組んでいく必要があるため、上記大綱に当市場の管理運営方法の見直しを掲げ今後検討することとしたもので、現行制度の中では、指定管理者制度の導入が経費削減・市場活性化・サービス向上の観点から効果的であるため、まずは指定管理者制度を勉強していくもの。

## 2 指定管理者制度とは（概略）

- (1)目的：「公の施設」の管理に民間事業者のノウハウを活用することで、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応していくことを目的とした制度。
- (2)導入数：全国では77,537の施設で導入（令和3年4月1日現在）。八戸市でも市営住宅、公会堂、水産会館等合計134の施設で導入（令和6年4月1日現在）。  
なお、市の施設であればどの施設でも導入できる訳ではない。

卸売市場について、中央卸売市場では大阪府中央卸売市場のみ。地方卸売市場では全国を取りまとめた資料がないため不明だが、参考に公設地方卸売市場協議会加入自治体では約3割で導入。（北海道・東北地区では、苫小牧市、函館市、秋田市、福島市、会津若松市）※ 全国の卸売市場で公設は約2割である。

- (3)内容：今まで市が直接管理していた施設を、民間事業者管理に委ねることで、民間事業者のノウハウ等を活用して施設の活性化を図り、併せて運営の効率化を図るといふもの。
- (4)移管事務：法令により地方公共団体のみに属する権限については指定管理者ができないため、中央卸売市場の場合は、市場内業者の許認可や指導監督等の業務は引き続き市が行い、施設管理に係る業務等を指定管理者が行う。  
このため、市と指定管理者が協力・並行しながら市場運営を行うことになる。
- (5)位置づけ：指定管理者に施設所有権や開設権までを移管するものではないため、引き続き八戸市が開設者となり中央卸売市場のまま運営に携わる。また八戸市中央卸売市場条例等の適用を受けるため、取引規制や使用料も従前どおりである。

### 3 導入の効果

#### (1) 市場の活性化について

- ① 自主事業等の実施により新たな収入が得られて、新たな活動ができる。
- ② 民間の創意工夫によるイベント等の開催により、市場の外部向けイベントについては市場の周知の促進が図られ、市場内業者向けについては、市場内業者の交流・連携促進が図られる。

#### (2) 費用等について

- ① 民間の例による事務処理を行うことで業務が短縮される。
- ② 施設管理費について、民間の創意工夫による低減が期待できる。

### 4 今後の予定

指定管理者制度を導入している卸売市場では、ほとんどで卸売業者又は市場内業者で設立した会社等が指定管理者として管理を行っている。

これは、

- ・卸売市場法等に沿った取引ルールや市況の把握等の専門的業務を行っていること。
- ・長年にわたる商習慣や事業に係るノウハウが蓄積されていること。
- ・市場活性化事業では多数の事業者間の調整が必要なこと。

これらの事情から、市場関係者との連携・協力が欠かせないためと思われる。

このことから、当市場でも今後市場内関係者と勉強会を開催していきたい。